

個人情報保護と内部監査の役割

2005年 3月31日

目 次

はじめに

1 . 個人情報漏えいの悪影響	3
(1) 企業の立場	
(2) 個人の立場	
2 . 個人情報保護法の全体像と内部監査の役割	4
(1) 個人情報保護法の全体像	
(2) 内部監査の役割	
3 . 内部監査のためのチェックリスト	8

個人情報保護監査チェックリスト

資料編

- a . 個人情報保護法の要点
- b . 個人情報保護に関する各省庁のガイドライン
- c . 個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号)

はじめに

「個人情報の保護に関する法律」(以下、個人情報保護法)が2003年5月に成立した。関係企業等では2005年4月からの全面施行に対応した備えが精力的に進められてきたようである。全面施行された後も、なお継続的な整備・改善が行われることだろう。

個人情報保護法は、プライバシーに配慮しつつ、一定のルールのもとに個人情報を適正に活用させようとするものである。

個人情報の取扱いには、「活用」と「保護」のバランスが重要である。また、忘れてはならないことは、個人情報は、「取得した会社や組織のもの」ではなく、「本人のもの」とあるという認識である。

私たちの研究会では、この法律を学び、内部監査の果たすべき役割を検討した。「『個人情報取扱事業者』となる企業が、法の趣旨に沿った活動を行うためのルール・仕組みを定め、運用しているか」を確認するために、必要な視点を考え、内部監査のためのチェックリストを作成した。

研究のアプローチは、以下のとおりである。

- 1) 個人情報保護法を理解する。
- 2) 個人情報が漏えいした場合の悪影響を考える。
- 3) 情報漏えいを起こした企業の対応を調べる。(ケーススタディ)
- 4) 個人情報保護法対応の全体像を把握する。
- 5) 全体像に沿って内部監査のチェックリストを作成する。

このレポートは、上記のアプローチを踏まえて、チームとしての研究成果を再構成してまとめたものである。特に、「内部監査のためのチェックリスト(個人情報保護監査チェックリスト)」はチーム全員で最も汗をかいた部分だが、内部監査の実務を行う方々にとって参考となれば幸いである。また、内容には十分に行き届かない点、不備な点が種々あると思う。関係各位のご指摘、ご指導をいただきたい。

2005年3月

研究会メンバー(五十音順)	大野 恭介(座長)
	石井 秀明
	榎本 成一
	木村 保
	柴崎 美帆
	長信 麻子

1. 個人情報漏えいの悪影響

個人情報漏えいが企業や個人にとって一体どのような影響をもたらすのか、想定される問題について洗い出してみた。具体的な損害や悪影響の大きさは、漏えいの状況（事業の種類や形態、個人情報の種類等）によって非常に幅のあるものになると思われる。しかしながら、漏えいのもたらす悪影響については十分認識しておく必要がある。

（1）企業の立場

信用の低下

新聞等、マスコミに不祥事として報道されることによって企業の信頼やイメージが損なわれる。場合によっては、企業としてのコンプライアンス体制や意識全般が問われる可能性がある。

業績の低下

個人情報を提供した会員が脱退するなど、既存顧客を逃がしたり、潜在顧客を失うことにより営業上のマイナスが生じる。

株価の低下

信用低下や業績低下等に伴って株価への影響が生じる可能性がある。株価低下は直接資金調達面等で不利になる。株主全体に損害を与えるという点での影響も大きい。株主代表訴訟に至る恐れもある。

行政処分

口頭での注意処分等による信用・名誉の低下、営業停止処分等による業績低下などの影響が考えられる。監督官庁に与えるイメージ低下もマイナス要素である。

損害賠償

被害者への賠償額の算定は多様で、一概には言えない。判例では、京都府宇治市の住民基本台帳情報の漏えいで一人 15,000 円、早稲田大学での講演会参加者名簿漏えいでは一人 10,000 円という事例がある。これらは氏名、住所、生年月日、性別といった最小限の本人識別情報の漏えいである。医療情報などの秘密性の高い情報になればさらに高額になると考えられる（血液型の漏えいした事例では一人約 60 万円）。

お詫び料

損害を賠償すると言うのではなく、企業としてお詫びの気持ちを表す性格の費用である。ローソンやヤフーが情報漏えいを起こしたときに、一人 500 円の商品券提供や使用料割引を実施した。これがひとつの相場感になり、他社も同様の対応をしているようである。

事後対応のコスト（労務費、広報費など）

再発防止対策費、お詫びのための新聞広告費、マスコミ取材対応のための労務費など、目に見える部分、見えない部分でのコストが生じる。

その他

会社の評判の低下や後ろ向きの業務処理に追われるといったことに伴う社員の士気低下なども想定される。

(2) 個人の立場

以下に、新聞記事に見られた事例を含めて項目を列挙する。

ストーカー被害等

住所情報をもとにして、ストーカーや家宅侵入の被害といった事例がある。

信用の低下

消費者金融の利用を理由に就職内定を取り消された事例がある。

心理被害

消費者金融の情報を不正に入手した偽りの債権回収会社から、取立て催促や恐喝を受けた事例がある。

架空請求

コンビニカード会員の情報をもとに、アダルトサイトの閲覧料として 20～30 万円の振込みを求める偽りの請求書が届くようになった事例がある。

サプライズ・アタック（セールス電話、はがき等）

「融資します」といったダイレクトメールや各種のセールス電話を受ける事例がある。

迷惑メール

電子メールアドレスが漏えいした際に、不必要なメール、迷惑メールが届くようになる。

その他

センシティブな情報（医療情報等）が漏れた場合に、様々な形でプライバシーが大きく侵害される可能性がある。

2. 個人情報保護法の全体像と内部監査の役割

個人情報保護法の内容を再確認し、個人情報保護に関する内部監査の役割について考えてみる。

(1) 個人情報保護法の全体像

個人情報保護法の概要と構成

個人情報の漏えい・悪用等の社会問題を憂慮し、個人情報を保有している組織に対して、個人情報保護の基本理念や遵守すべき義務等を定めた法律が「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」*1 である。個人情報保護法は、全 6 章 59 条および附則から構成されている。第 1 章から第 3 章までは個人情報保護の基本法部分であり、第 4 章以下は、個人情報取扱事業者*2 を対象として具体的な権利義務が規定された個別法部分となっている。

個人情報は、業種や事業の性質によって、その内容も扱い方もさまざまである。自社が持っている個人情報は従業員の情報だけという企業もあれば、多数の顧客情報、またはクレジット番号等の信用情報も保有している企業もある。金融機関であれば預金者の口座番号および預金残高等のきわめて重要な個人情報も保有している。したがって、すべての組織が保有する個人

情報を望ましいレベルで保護するためのルールを、一律に定めることは困難となる。このような実情から、個人情報保護法は、どの組織においても最低限守らなければならない事項について定められている。

< 個人情報保護法の個人情報取扱事業者にかかわる義務 概要 >

利用目的（第15条、第16条）

- ・ 利用目的をできる限り特定
- ・ 利用目的の範囲内での利用
- ・ 利用目的以外の使用に対する本人の同意の必要性

適正な取得（第17条、第18条）

- ・ 個人情報の不正な取得の禁止
- ・ 利用目的の通知または公表

安全管理措置（第19条、第20条、第21条、第22条）

- ・ 利用目的の達成に必要な範囲でのデータの正確性の確保
- ・ 漏えい、滅失、き損の防止その他の適切な安全管理
- ・ 従業者および委託先の適切な監督

第三者提供の制限（第23条）

- ・ 第三者提供における本人の同意の必要性

本人への権利対応（第24条 第31条）

- ・ 利用目的その他の必要事項を本人の知り得る状態に置く必要性
- ・ 本人からの開示・訂正・利用停止請求に対する対応
- ・ 苦情の処理を行うこと

除外事項あり

*1 個人情報保護法の全条文は、「資料編c .」に掲載。

*2 個人情報取扱事業者：個人情報保護法第2条第3項にて「個人情報データベース等を事業の用に供している者」と定義している。もし、過去6ヶ月間継続して5000人未満の個人データしか保有していなければ、個人情報取扱事業者から除外される。また、第3項の第1号～3号にて、国、地方公共団体および独立行政法人は除外されることが規定されている。

個人情報保護法の目的

個人情報保護法の目的は、第1条に明記されているが「(前文略)個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する(後文略)」ことである。ここで、留意すべき点は以下の2点である。

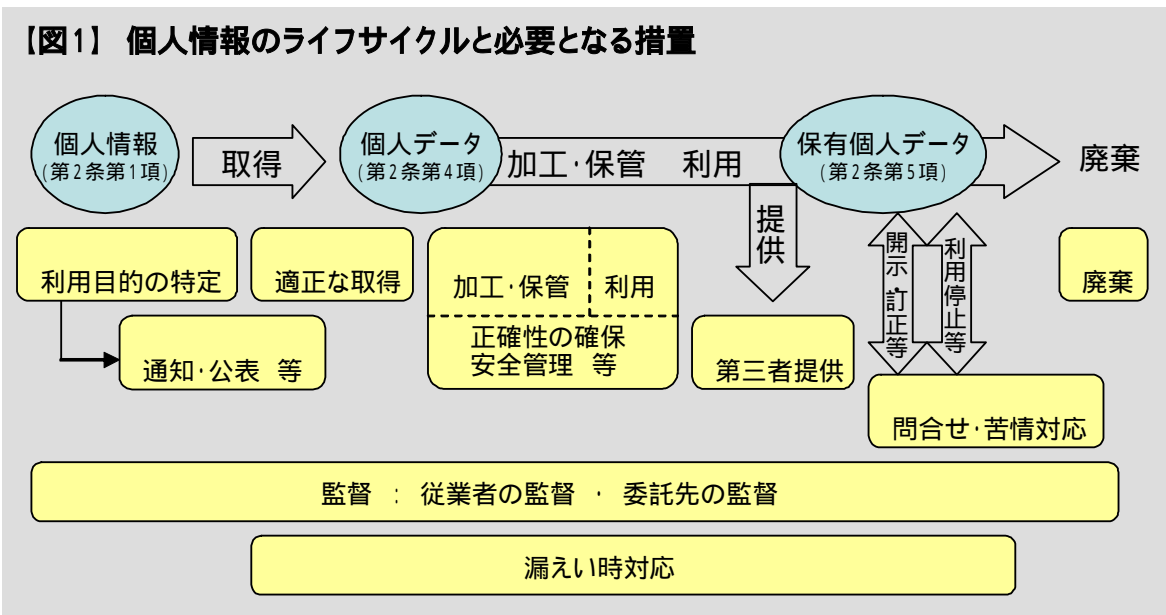
- ・ 「個人情報を集めたり使ったりしてはいけない」のではなく、「**個人情報は、適切に集めて、適切に使う**」ことである。
- ・ 保護しないといけないのは「個人情報」だけではなく、「**個人の権利利益**」である。すなわち、個人情報の利用目的を本人が知ることできない、あるいは何の説明もなく自分の情報を流通させられた、などという個人の権利利益を損なうような取扱いが起きないように配慮する必要があるということである。

「個人情報のライフサイクル」と必要となる措置

個人情報の取扱いは、個人情報を「取得」することにはじまり、その「加工・保管、利用」を経て、最終的に個人情報を「廃棄」することにより終結する。こうした「個人情報のライフ

サイクル」に沿って、個人情報を保護する（＝個人情報保護法を遵守する）ために必要となる主な措置をまとめると【図1】のようになる。なお、図中に記載している番号（～）は、「個人情報保護監査チェックリスト」の各シートのタイトル番号に対応している。

個人情報保護法を遵守し、個人情報および個人の権利利益を適正に保護管理するためには、「個人情報のライフサイクル」に沿って必要となる措置（とるべき行動、管理方法等）を把握しておくことが重要となる。



(2) 内部監査の役割

個人情報保護における内部監査の位置づけ・体制

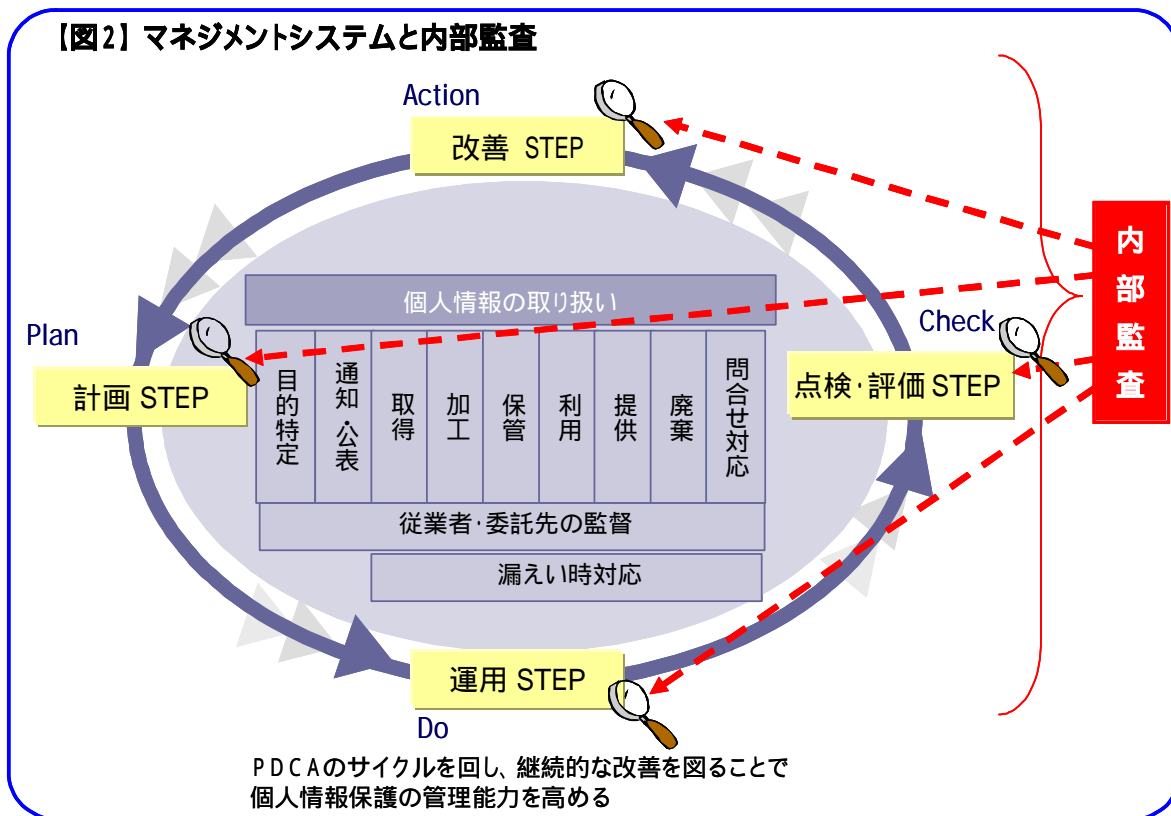
個人情報保護法は、コンプライアンス体制の整備を明文では要求していない。また、個人情報保護方針の作成・公表、監査の実施等も義務づけていない。しかしながら、個人情報取扱事業者として、法令を遵守し、個人情報を保護管理するためには、マネジメントシステムの構築が不可欠である。個人情報保護の領域におけるわが国の代表的なコンプライアンス・プログラム JIS Q15001*³ (個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項) では、体系化されたマネジメントシステムとして、Plan - Do - Check - Act の4つのプロセスの繰り返し (PDCAサイクル) によるスパイラルアップが提唱されている。

このようなマネジメントシステムにおいて、内部監査は特に重要な位置づけにある。このことは、これまで個人情報流出事件を起こした企業のほとんどが、再発防止のための対策として「内部監査の強化」を掲げていることから明らかである。【図2】にマネジメントシステムと内部監査の関係を示す。ここに示すようにマネジメントシステムの各プロセスが適切に機能しているか、マネジメントシステム全体が個人情報を保護するために有効であるか (スパイラルアップされているか) 等を監査できる“態勢” (= 監査組織・体制、監査マニュアル・ツールの整備 等) を確立する必要がある。

有効な個人情報保護に関する監査を実施するために、監査人は、一般的な監査知識・技能に加えて、個人情報保護法制と情報技術（特に情報セキュリティ）に精通している必要がある。社内に適任者がいなければ、外部専門家に委ねる（内部監査のアウトソーシング）ことも検討する必要があるだろう。

*3 JIS Q15001

通産省（現経済産業省）が定めた民間部門の個人情報保護のガイドラインと、日本情報処理開発協会（JIPDEC）が推進している「プライバシーマーク制度」をベースに、日本工業標準調査会が作成したプライバシー保護の基準を定め、通産省が1999年3月20日に制定したJIS規格。



個人情報保護に関する内部監査の目的と視点

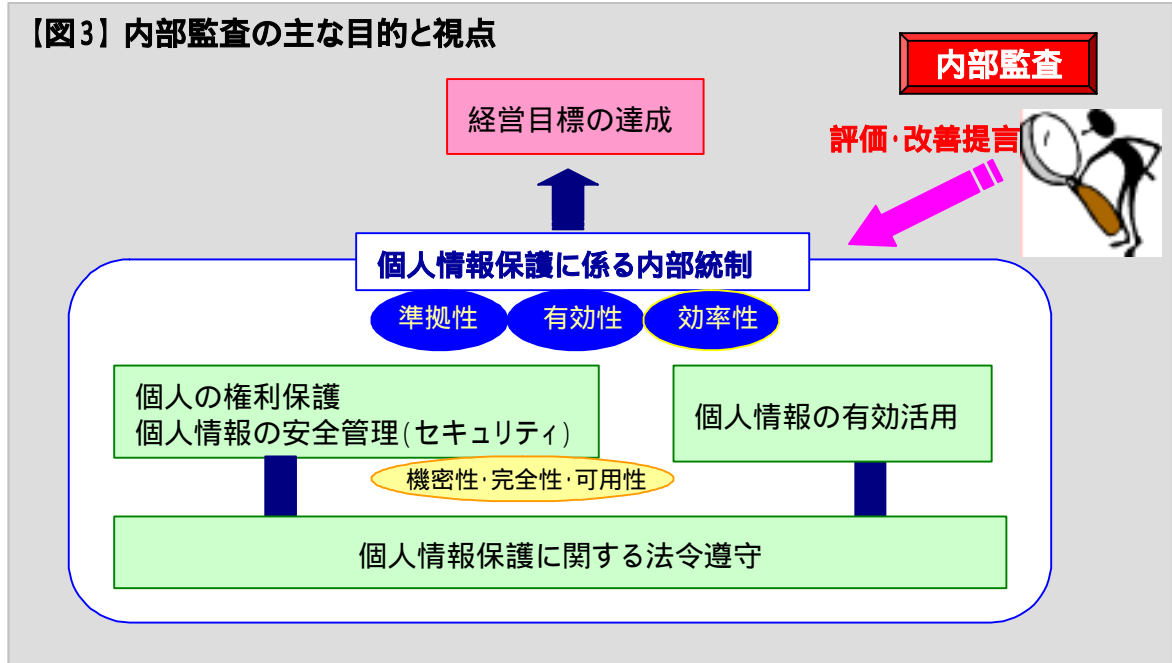
内部監査は、「個人情報を適正に保護し（＝個人の権利保護）有効活用しているか」という視点から、個人情報保護に係る内部統制を評価し、必要な改善を提言することを目的とする（【図3】参照）。

まず、重要となるのは、法令遵守いわゆるコンプライアンス監査である。自社における各業務プロセスにおいてどのような個人情報があり、どのように取り扱われているのか、個人情報保護法等に抵触するところはないかといった視点を中心とする監査である。規程・マニュアル類の整備状況およびこれらの規程類の関連法令に対する準拠性を確認していくことになる。

法令遵守に加えて、個人の権利保護および個人情報の安全管理措置の有効性・効率性を確認する必要がある。前述のように個人情報保護法で定められているのは、必要最低限のルールである。例えば、電子商取引を行っている企業や金融機関など、重要な個人情報を保有する企業では、法の要求を最低限に満たすことではなく、より以上の望ましいレベルでの管理策を自主的に設け、保有する個人情報の価値に見合ったより有効な安全策を講じられることが期待され

ている（個人情報保護法では事業者による自主的な保護措置の上乗せの可能性を排除しない）。一方、安全管理措置には費用もかかり、また業務効率を低下させる場合もある。費用対効果の評価が適切に行われ、自社の環境にあった最適な対策が採られていることが重要である。

さらに、保有している個人情報が業務に有効に活用されているか、不必要な個人情報は保持しないようにしているかなどを確認することも不可欠である。



3 . 内部監査のためのチェックリスト

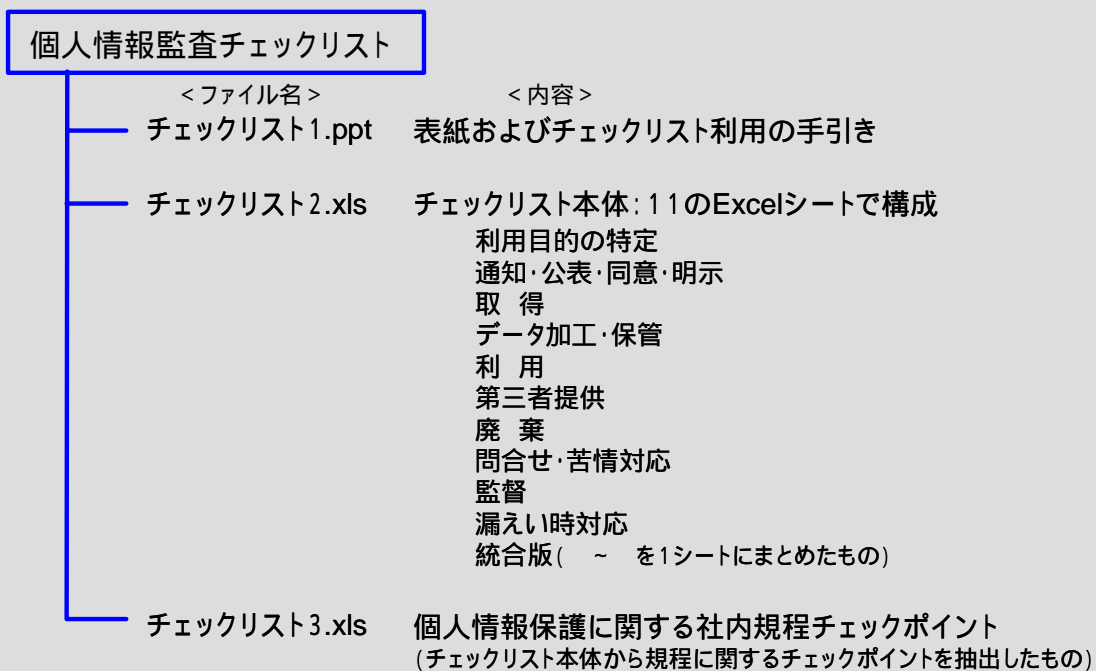
これまでの調査、研究を踏まえて「個人情報保護監査チェックリスト」を作成した。チェックリストの基準は、あくまでも個人情報保護法に基づくものであり、J I S Q 15001 によるものではないので、ご注意ください。

チェックリストは、汎用的に利用できる形式にしている。【図4】に示すように3つのファイルから構成されている（「表紙および利用の手引き」に関しては、PowerPoint にて作成、チェックリスト本体は Excel にて作成）。それぞれのファイルは、日本内部監査協会のホームページからダウンロードできるようにしている。

チェックリストのダウンロードページ

<http://www.iiajapan.com/forumKANSAINo3.htm>

【図4】 個人情報保護監査チェックリストの構成



< 参考文献 >

- (1) 「即答！個人情報保護 弁護士による実践的Q & A」 個人情報保護法研究プロジェクト 毎日コミュニケーションズ
- (2) 「個人情報保護法への企業の実務対応 モデル規程によるマネジメントシステムの構築と運用のポイント」 島田裕次 日科技連
- (3) 「新法解説 個人情報保護法入門」 岡村久道 商事法務
- (4) 「これだけは知っておきたい 個人情報保護」 岡村久道・鈴木正朝 日本経済新聞社
- (5) 「Q & A 個人情報保護法」 三上明輝・清水幹治・新田正樹 有斐閣
- (6) 「情報セキュリティと個人情報保護 完全対策」 山崎文明 日経BP社
- (7) 「企業リスク」季刊第5号 トーマツ企業リスク研究所
- (8) 「情報セキュリティ読本」 独立行政法人 情報処理推進機構
- (9) 月刊「監査研究」2005年1月号
 巻頭論文「個人情報漏えいの脆弱性および法的セキュリティと内部監査人の役割」 松田貴典
 特別寄稿「個人情報保護対応と内部監査のポイント」 杉野宏彰

資料編

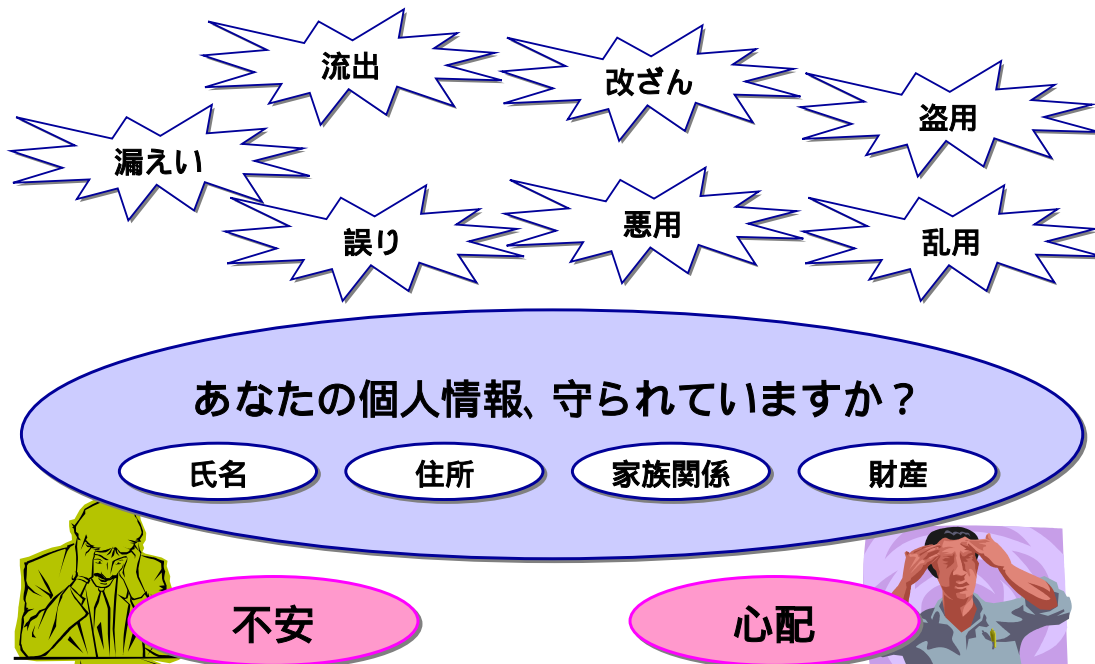
a . 個人情報保護法の要点	2
b . 個人情報保護に関する各省庁のガイドライン	14
c . 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号） . . .	17

a . 個人情報保護法の要点

(2004年6月作成)

1. 個人情報を取り巻く社会の情勢

1.1 今、なぜ個人情報の保護なのか？



1.2 漏えい事件以外にもこんなことが...

ITの発達により、あらゆる個人情報が電子化されて管理される時代に...

個人情報の扱いは契約書などのスミに小さい字でしか書かれていない

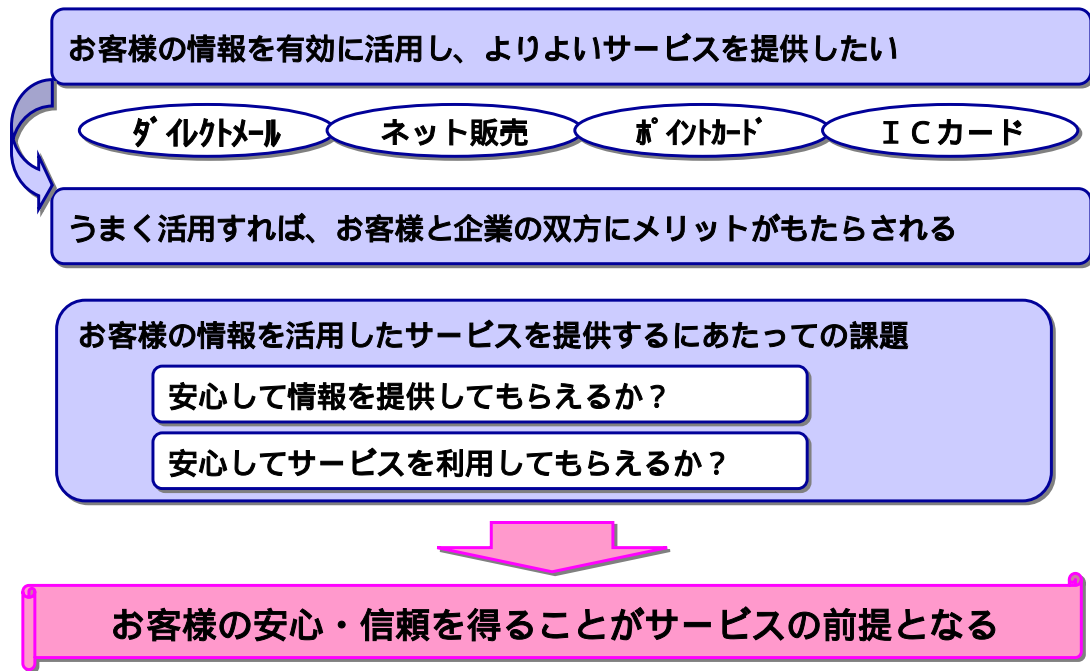
身に覚えのない会社から突然DMや請求書・督促状が送られてくる

名簿業者にて卒業生名簿・富裕者リストなどが売買されている

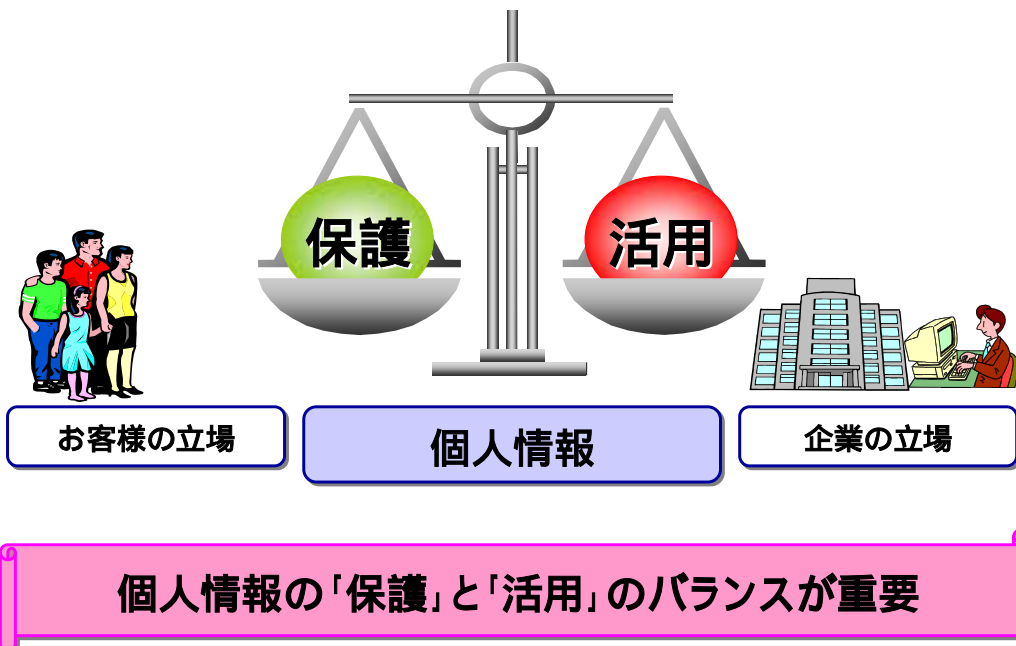
個人情報に関する相談や苦情に対して会社が誠実に対応してくれない

個人情報の取扱いに対する不安・心配は高まるばかり

1.3 一方、企業の立場で考えてみると...



1.4 個人情報を取扱う上でのポイント



2. 個人情報を保護することとは？

2.1 個人情報を保護するための5つのポイント

- 1 利用目的を明確にすること
- 2 適切に取得すること
- 3 正確かつ最新に保つこと
- 4 安全に管理すること
- 5 本人の求めに応じること

お客様から安心して個人情報を提供してもらえる体制・仕組み・イメージを構築することが必要！

2.2 「利用目的を明確にすること」とは？

- 1 自社で保有している個人情報の利用目的を定めること
- 2 目的に応じた利用範囲(自社部門・他社)を明確にすること
- 3 定めた利用目的を本人に分かりやすく伝えること

あなたの会社は大丈夫ですか？

- ✓ 自社で保有している個人情報を漏れなく把握できていますか？
- ✓ 本人に断りなく、関係のない会社に個人情報を渡していませんか？
- ✓ 申込書やWebサイトなどで利用目的を分かりやすく伝えてありますか？

2.3 「適切に取得すること」とは？

- 1 本人の了解を得た上で個人情報を取得すること
- 2 適正な方法で個人情報を取得すること
- 3 適切な相手から個人情報を取得すること

あなたの会社は大丈夫ですか？

- ✓ 取引に必要なない個人情報の記入をお客様に強制していませんか？
- ✓ 自社Webサイトでこっそりと個人情報を入手していませんか？
- ✓ 名簿業者などから入手した名簿を使って販促をしていませんか？

2.4 「正確かつ最新に保つこと」とは？

- 1 個人情報のデータベース等への登録は正確に行うこと
- 2 本人から変更等の連絡があれば、正しく反映すること
- 3 変更内容の反映は速やかに行うこと

あなたの会社は大丈夫ですか？

- ✓ システムへの登録時に入力内容のチェックを行っていますか？
- ✓ 古い情報を元にして、DMや電話による販促をしていませんか？
- ✓ 使いも、管理もしていない個人情報を貯めていませんか？

2.5 「安全に管理すること」とは？

- 1 情報セキュリティを確保し、データを安全に保護すること
- 2 個人情報を取り扱う社員に対する管理・指導を行うこと
- 3 個人情報を取り扱う委託先に対して管理・監督を行うこと

あなたの会社は大丈夫ですか？

- ✓ 個人情報についての情報セキュリティ対策はできていますか？
- ✓ 個人情報に関する取扱ルールや心構えを社員等に教育していますか？
- ✓ グループ会社や大手企業だからと、委託先に丸投げしていませんか？

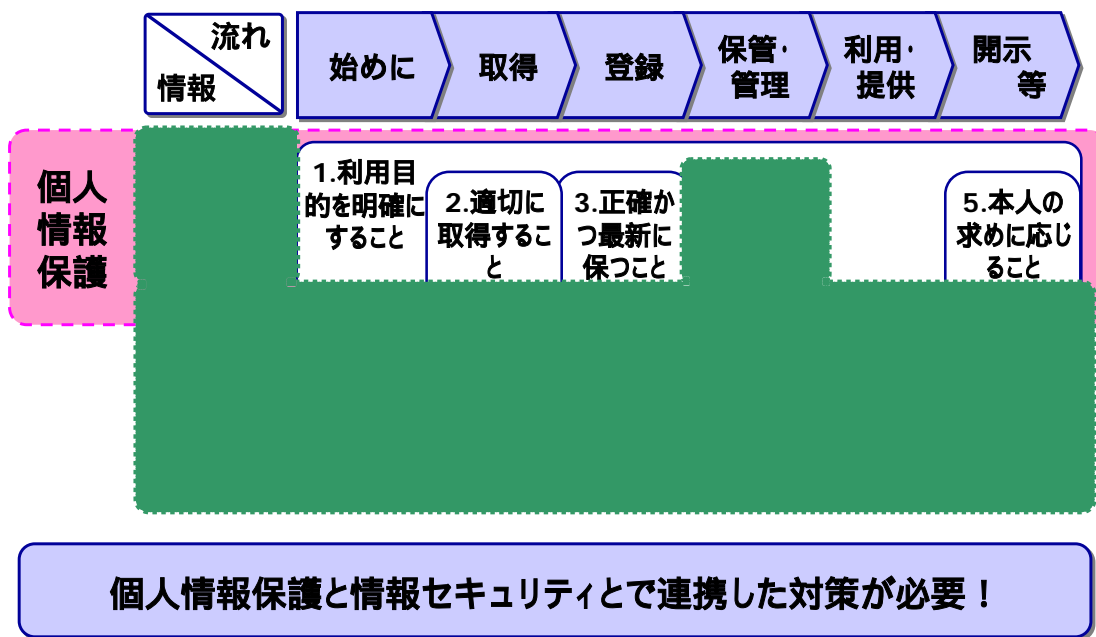
2.6 「本人の求めに応じること」とは？

- 1 本人からの開示の求めには適切な範囲で応じること
- 2 訂正・利用停止・提供停止などの求めに適切に応じること
- 3 個人情報に関する質問・相談・苦情には適切に応じること

あなたの会社は大丈夫ですか？

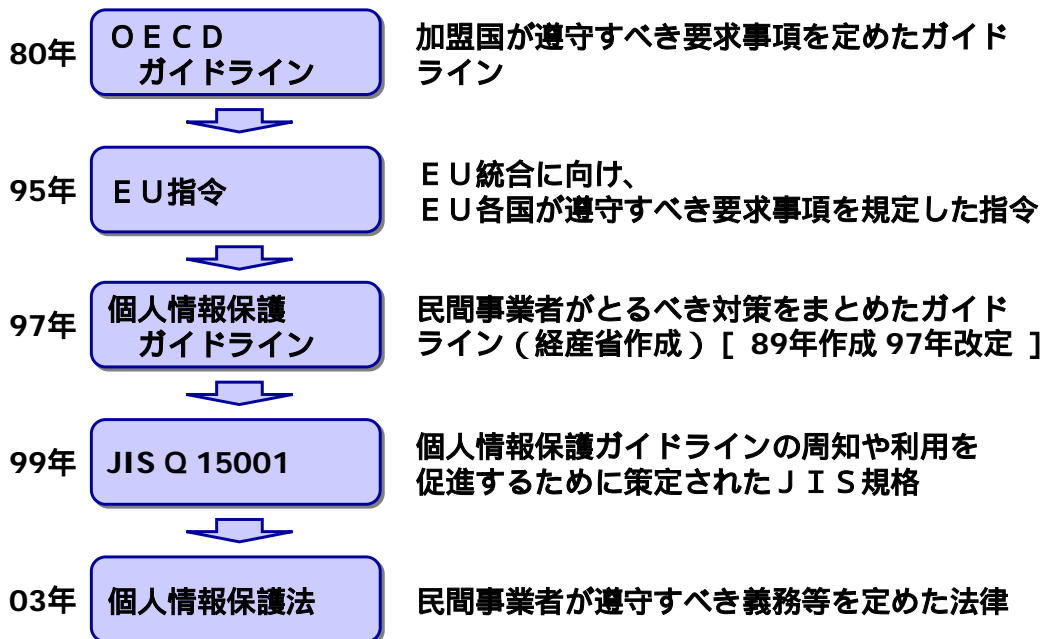
- ✓ 本人からの様々な求めに応じるルールを作成していますか？
- ✓ 全社で均一な対応手続きがとられるように周知徹底していますか？
- ✓ お客様相談室などで個人情報に関する説明はできていますか？

【参考】 個人情報保護と情報セキュリティの関係



3. 個人情報保護に関する法制度等の紹介

3.1 個人情報保護を巡る法整備の流れ



3.2 個人情報保護法とは？

個人情報保護法

2003年5月23日 成立 同30日 公布

2003年12月10日 政令公布

2004年4月2日 個人情報保護基本方針 閣議決定

2005年4月1日 全面施行

ほとんどの民間企業が守るべき最低限のルール

罰則あり（最大で、懲役6ヶ月、罰金30万円）

3.3 個人情報保護法の趣旨は？

目的（第1条）より引用

背景

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、

対象

個人情報の適正な取扱いに関し、

国等の責務

基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、

事業者の義務

個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、

目的

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること

3.4 個人情報保護法の理念・原則は？

基本理念（第3条）より引用

個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

基本原則（旧法案）より抜粋

利用目的による制限

適正な取得

正確性の確保

安全性の確保

透明性の確保

マスコミ規制との批判により、最終的には削除されてしまった条文であるが、すべての民間企業が遵守すべき個別条文の元になっている考え（原則）である2章で説明した個人情報を保護するための5つのポイントと同じ趣旨



法律の趣旨を尊重し、自社の基本方針に採用する企業も！

3.5 個人情報保護法の全体像

基本法部分

第1章	総則	第 1 - 3 条
第2章	国及び地方公共団体の責務等	第 4 - 6 条
第3章	個人情報の保護に関する施策等	第 7 - 14 条

個別法部分

第4章	個人情報取扱事業者の義務等	
第1節	個人情報取扱い事業者の義務	第15 - 36条
第2節	民間団体による個人情報の保護の推進	第37 - 49条
第5章	雑則	第50 - 55条
第6章	罰則	第56 - 59条

民間企業が主に関係する部分

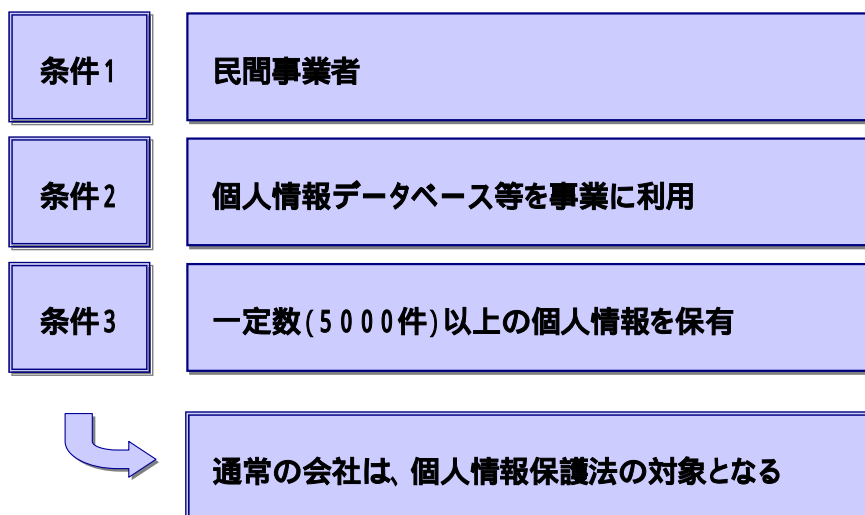
法律の全文は、資料編c.に掲載

3.6 個人情報保護法5つのポイント

1	利用目的による制限	個人情報は、その 利用の目的が明確 にされるとともに、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱われなければならない。
2	適正な取得	個人情報は、 適法かつ適正な方法で取得 されなければならない。
3	正確性の確保	個人情報は、その利用の目的の達成に必要な範囲内で 正確かつ最新の内容 に保たれなければならない。
4	安全性の確保	個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の 安全管理 のために必要かつ適切な措置が講じられるよう配慮されなければならない。
5	透明性の確保	個人情報の取扱いに当たっては、 本人が適切に関与 し得るよう配慮されなければならない。

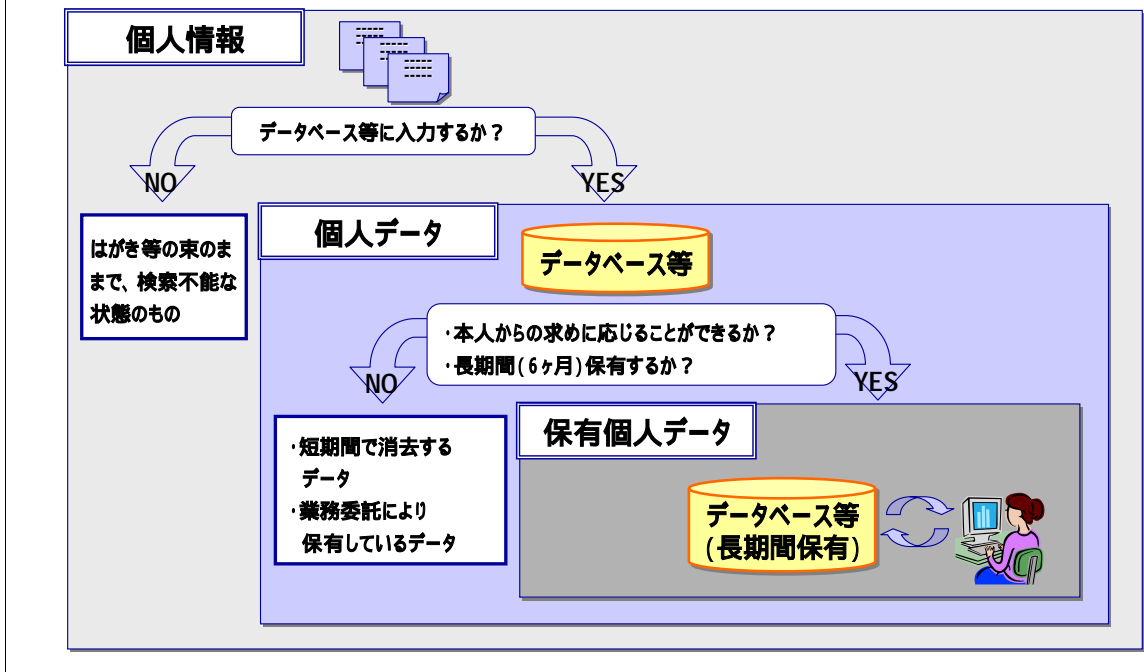
- ✓ 上記の5つのポイントは、旧法案で規定されていた基本原則である
- ✓ 個別条文の基になっている考えであり、法律の趣旨に沿ったものである

3.7 個人情報取扱い事業者の対象となる会社



2005年4月1日までに個人情報保護法への対応を完了しなければならない

3.8 個人情報・個人データ・保有個人データの区別

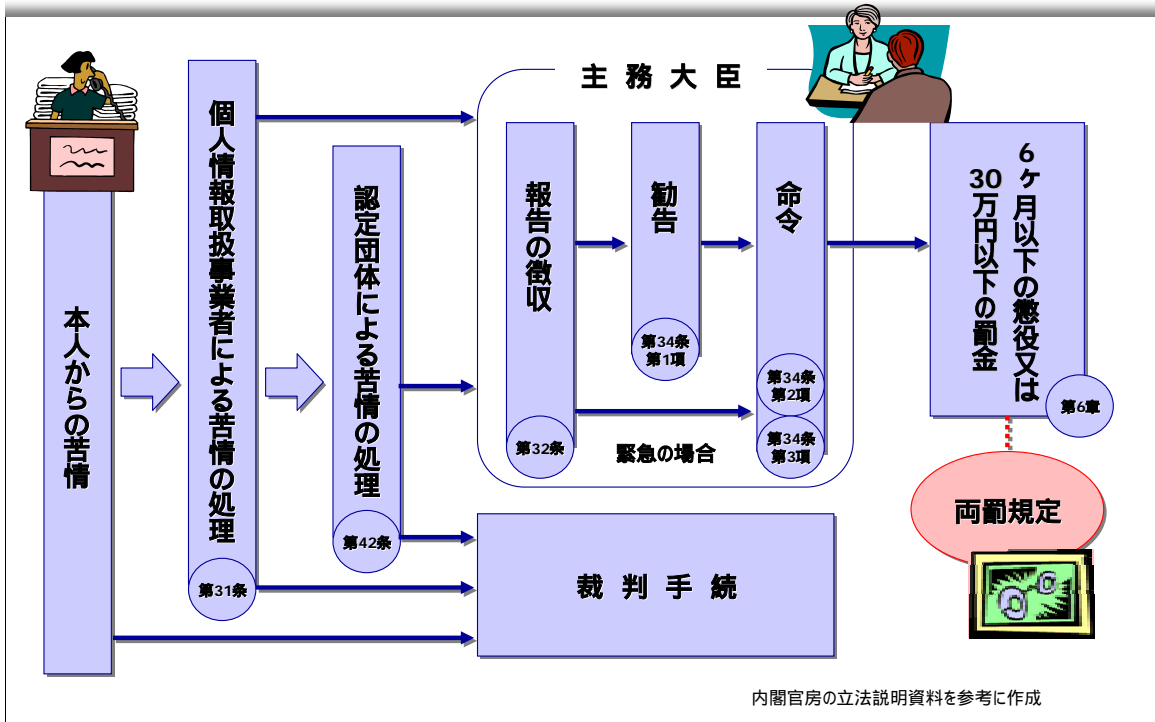


【参考】 個別条文とその対象個人情報等との関係

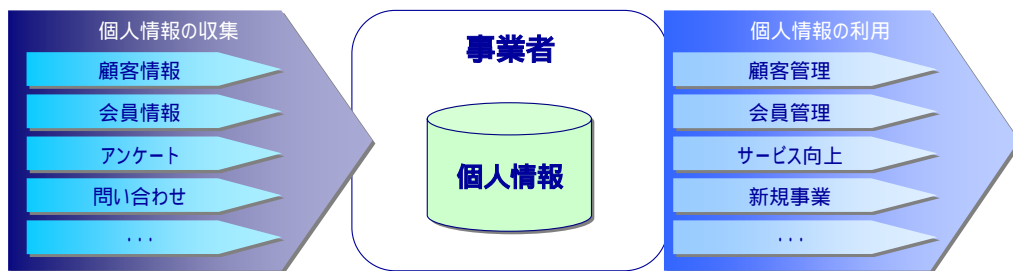
個人情報取扱事業者が遵守すべき義務等	種別	より厳格な取り扱い		
		個人情報	個人データ	保有個人データ
第15条: 利用目的の特定	義務規定			
第16条: 利用目的による制限	義務規定			
第17条: 適正な手段による取得	義務規定			
第18条: 利用目的の通知・公表	義務規定			
第19条: データ内容の正確性の確保	努力義務			
第20条: 安全管理措置(情報セキュリティ)	義務規定			
第21条: 従業員の監督	義務規定			
第22条: 委託先の監督	義務規定			
第23条: 第三者(への)提供の制限	義務規定			
第24条: 利用目的等の公表	義務規定			
第25条: 開示	義務規定			
第26条: 訂正、追加、削除	義務規定			
第27条: 利用停止、消去、提供停止	義務規定			
第28条: 理由の説明(求めに応じない場合)	努力義務			
第29条: 開示等の手続き	その他の規定			
第30条: 手数料の徴収	その他の規定			
第31条: 苦情の処理	努力義務			

保有個人データとして取扱うほど、遵守すべき義務が多くなる

【参考】 罰則 (個人情報保護法に違反したら…)



【参考】 先進企業での個人情報の取り扱い



CRMの名の元に個人情報を必要以上に収集する傾向があったが、個人情報保護法の成立により個人情報保護に関するリスクが増大する!

これまで

個人情報の取扱いを誤ると
損害賠償

- 個人情報の漏えい
- 不正確な情報提供

個人情報保護法の
全面施行
2005年4月1日

これから

(左記に加えて)法令に違反すると
行政処分 (さらに違反すると) **刑事罰**

- 個人情報の適切な収集
- 内容の正確性の維持
- 目的による取扱いの限定
- 第三者提供の制限
- 安全対策の実施

【参考】 個人情報保護法対応 簡易チェックリスト

チェックポイント	関連条文
1. 貴社で取得、保有している重要な個人情報を全て把握している。	
2. 取得している全ての個人情報の利用目的は特定されている	第 15 条
3. 取得している全ての個人情報の利用目的は本人に通知、又は公表されている	第 18 条
4. 取得している全ての個人情報は本人に通知等をしている利用目的以外の利用をおこなっていない。	第 18 条
5. 個人情報に関するセキュリティ対策は適切に行われている。	第 20～22 条
6. 個人情報を取り扱う社員等に対するセキュリティ教育を行っている。	第 21 条
7. 個人情報の取扱いを外部に委託している場合、委託先を適切に管理している。	第 22 条
8. 第三者(子会社も含む)に提供している個人情報について、提供先等を把握している。	第 23 条
9. 第三者(子会社も含む)と共同利用している個人情報について、共同利用先等を把握している。	第 23 条
10. 1年以上保有している個人情報について、利用目的等を本人に通知、又は本人の知り得る状態に置いている。	第 24 条
11. 本人からの開示、訂正要求があった場合に開示、訂正等に応じるためのルールを決めている。	第 25 条、第 26 条
12. 個人情報の利用停止、第三者への提供の停止等を行うためのルールを決めている。	第 27 条

b. 個人情報保護に関する各省庁のガイドライン

各省庁から発行されている主なガイドラインには、以下のものがある。他にも検討中のガイドラインもある。内閣府・国民生活政策ホームページで「個人情報の保護に係る関係省庁の検討状況」が公開されている（<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/gaidorainkentou.html>）。

* 下記の各ホームページの URL については、2005年3月12日時点でリンクが有効であることを確認している。

- **警察庁**

「国家公安委員会が所管する事業を行う者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する指針」

2004年10月29日国家公安委員会告示第31号

<http://www.npa.go.jp/seisaku/soumu7/sisin.pdf>

- **金融庁**

「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン」 2004年12月6日金融庁告示第67号

<http://www.fsa.go.jp/siryou/siryou/kj-hogo/01.pdf>

「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの 安全管理措置等についての実務指針」

2005年1月6日金融庁告示第1号

<http://www.fsa.go.jp/siryou/siryou/kj-hogo/04.pdf>

- **総務省**

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」 2004年8月31日総務省告示第695号

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/d_guide_05.html

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」 2004年8月31日総務省告示第696号

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pdf/040831_1.pdf

- **法務省**

「法務省が所管する分野における事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」

2004年10月29日法務省告示第531号

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/gaidorainkentou/houmu.pdf>

「債権管理回収業分野における個人情報の保護に関するガイドライン」

法務省大臣官房司法法制部審査監督課 2005年4月1日施行

<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUSEI/chousa21.html>

- **財務省**

「財務省所管分野における事業者に対する個人情報の保護に関する指針」

2004年11月25日財務省告示第499号

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/gaidorainkentou/zaimu.pdf>

- **文部科学省**

「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」

2004年11月11日 文部科学省告示第161号

http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2004/04111001/001.pdf

- **厚生労働省**

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

2004年12月24日 厚生労働省告示

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/dl/s1224-11a.pdf>

「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」

2004年7月1日 厚生労働省告示第259号

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/07/tp0701-1.html>

「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/161207-b.pdf>

「国民健康保険市町村保険者における個人情報保護に関する指針」

2003年3月14日 厚生労働省保国発第0314001号

http://www.msccsys.co.jp/KH_0314001.pdf

「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

2004年12月27日 厚生労働省保発第1227001号

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/170105-q.pdf>

- **農林水産省**

「個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン」

2004年11月9日 農林水産省告示第2013号

http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20041109press_2b1.htm

- **経済産業省**

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」

2004年10月22日 厚生労働省経済産業省告示第4号

<http://www.meti.go.jp/feedback/downloadfiles/i41013fj.pdf>

「経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン」

2004年12月17日 経済産業省告示第436号

<http://www.meti.go.jp/feedback/downloadfiles/i41202ij.pdf>

「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」

2004年12月17日 経済産業省告示第435号

<http://www.meti.go.jp/press/20041217010/041217iden.pdf>

- **国土交通省**

「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」 2004年12月2日国土交通省告示

<http://wwwkt.mlit.go.jp/notice/pdf/200412/00004514.pdf>

「船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」 2004年9月29日

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/gaidorainkentou/senin.pdf>

c. 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共 団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)
- 四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)
- 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本理念)

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

(国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、国の行政機関について、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、独立行政法人等について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、前二項に定めるもののほか、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 国の施策

(地方公共団体等への支援)

第八条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関し行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第九条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(区域内の事業者等への支援)

第十二条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十四条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場

合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業員の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
 - 二 すべての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
 - 三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- 二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(報告の徴収)

第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十三条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二條まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣の権限の行使の制限)

第三十五条 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(主務大臣)

第三十六条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大臣又は国家公安委員会(以下「大臣等」という。)を主務大臣に指定することができる。

- 一 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣(船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣)及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

- 二 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等
- 2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第二節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第三十七条 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号口において同じ。）は、主務大臣の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する 第四十二条の規定による苦情の処理
- 二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
- 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務
- 2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第四十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ 第四十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

(認定の基準)

第三十九条 主務大臣は、第三十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- 二 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

- 三 第三十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(廃止の届出)

第四十条 第三十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第四十一条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者を対象事業者としなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第四十二条 認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第四十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成し、公表するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

(目的外利用の禁止)

第四十四条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四十五条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(報告の徴収)

第四十六条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(命令)

第四十七条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第四十八条 主務大臣は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第三十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第三十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第四十四条の規定に違反したとき。
- 四 前条の命令に従わないとき。
- 五 不正的手段により第三十七条第一項の認定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(主務大臣)

第四十九条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、第三十七条第一項の認定を受けようとする者のうち特定のものについて、特定の大員等を主務大臣に指定することができる。

- 一 設立について許可又は認可を受けている認定個人情報保護団体（第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。次号において同じ。）については、その設立の許可又は認可をした大員等
- 二 前号に掲げるもの以外の認定個人情報保護団体については、当該認定個人情報保護団体の対象事業者が行う事業を所管する大員等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雑則

(適用除外)

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（地方公共団体が処理する事務）

第五十一条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限又は事務の委任）

第五十二条 この法律により主務大臣の権限又は事務に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（施行の状況の公表）

第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（連絡及び協力）

第五十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係る行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

（政令への委任）

第五十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第五十六条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において

同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第四十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第四十五条の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本人の同意に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

(通知に関する経過措置)

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。